



ひとり親家庭の方へ



新生活を 始めるための サポートブック



西宮市

こども支援局 子育て支援部 子供家庭支援課

I 新しい一歩を踏み出そう

ひとり親家庭とは	P 1
1. 離別によるひとり親家庭の方へ	
離婚の種類	P 2
離婚手続の流れ	P 3
ひとり親家庭のための弁護士による無料特別法律相談	P 3
離婚にあたり確認しておきたいこと	P 3～4
①親権はどちらにあるのか	P 3
②養育費の確保	P 3
③親子交流(面会交流)	P 3
④財産分与、慰謝料	P 3
⑤子供の「氏」変更	P 4
家事手続案内	P 4
公証役場	P 4
養育費確保支援事業	P 4
2. 死別によるひとり親家庭の方へ	
諸手続について	P 5
①国民健康保険の加入	P 5
②葬祭費(国民健康保険)の請求	P 5
③国民年金	P 5
④遺産分割	P 5
3. 未婚(非婚)でひとり親家庭になる方へ	
①子供の認知	P 6
②養育費、親子交流	P 6
③出生届	P 6

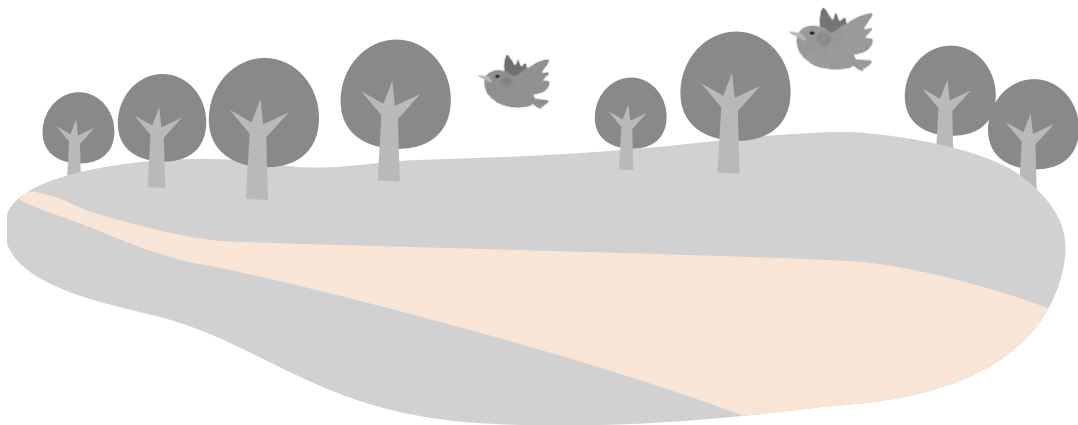
II 自立に向けて情報を集めよう

1. 相談先一覧	P 7～10
2. 子供の養育に関する手当	P 11
3. 医療費の助成	P 11
4. 住まいに関する支援	P 11～12
5. 仕事に関する支援	P 12～13
6. 保育・幼稚園に関する支援	P 13～14
7. 子供の一時的な預かり	P 15
8. 学童・就学・進学に関する支援	P 15～17
9. 生活全般に関する支援	P 17～18
10. 福祉資金の貸付	P 18
●西宮市公式 LINE(ライン)アカウントから子育て情報を発信します	P 19

I

新しい一歩を踏み出そう

ひとり親家庭となって気持ちの整理ができず、とても不安定で、最もつらい時期だと思えます。ひどく傷ついた体験をした方もいるでしょう。そんな中で次の新しい一歩を踏み出すのはとても勇気がいることです。あせる必要はありません。厳しい状況ですが、時間をかけてやるべきことの順序を考え、生活の基盤を整えていきましょう。気持ちの整理をしながら、どうやって自分と子供の生活を立て直すか考えることが重要です。子供の心に寄り添いながら、環境の変化に適応していきましょう。この冊子が、その一歩を踏み出すきっかけとなれば幸いです。



▶ひとり親家庭とは

ひとり親家庭とは次のいずれかに該当する方が20歳未満の児童を扶養している家庭のことです。

- 配偶者と離婚した場合
- 配偶者と死別した場合
- 配偶者が生死不明の場合
- 配偶者から1年以上遺棄された場合
- 婚姻によらず母となった場合
- 配偶者からの暴力(DV)で「裁判所からの保護命令」が出された場合
- 配偶者に重度の障害がある場合
- 配偶者が1年以上法令上の拘禁をされている場合



*対象となる方は各制度によって異なります。

1. 離別によるひとり親家庭の方へ

離婚を決心することは大きな決断です。離婚しようか迷っている方も、離婚を決心された方も、一人で抱え込まずたくさんの方に相談して力を借りてください。

離婚の種類

①協議離婚

協議離婚は、夫婦が話し合っで離婚を決定します。お互いに同意をして離婚届に署名をします。証人二人にも署名してもらい、その離婚届を市区町村の窓口で受理されれば、離婚が成立します。未成年の子がいる場合には、離婚届に親権者の氏名を書き入れなければなりません。手続きは簡単ですが、養育費、財産分与等の取決めをしないと、あとでトラブルの原因となります。

②調停離婚

話し合いがまとまらず協議離婚できない場合、家庭裁判所に離婚調停を申立てることができます。調停委員が夫婦の間に入って調停が行われますが、裁判ではありません。双方が顔を合わせないよう配慮されています。夫婦がお互いに離婚やその他財産分与、養育費等の条件に同意し、調停調書に書かれれば離婚は成立します。調停調書は、裁判所が作成する離婚協議書又は公正証書のようなもので、その効力は、公正証書同等又はそれ以上のものになります。

③審判離婚

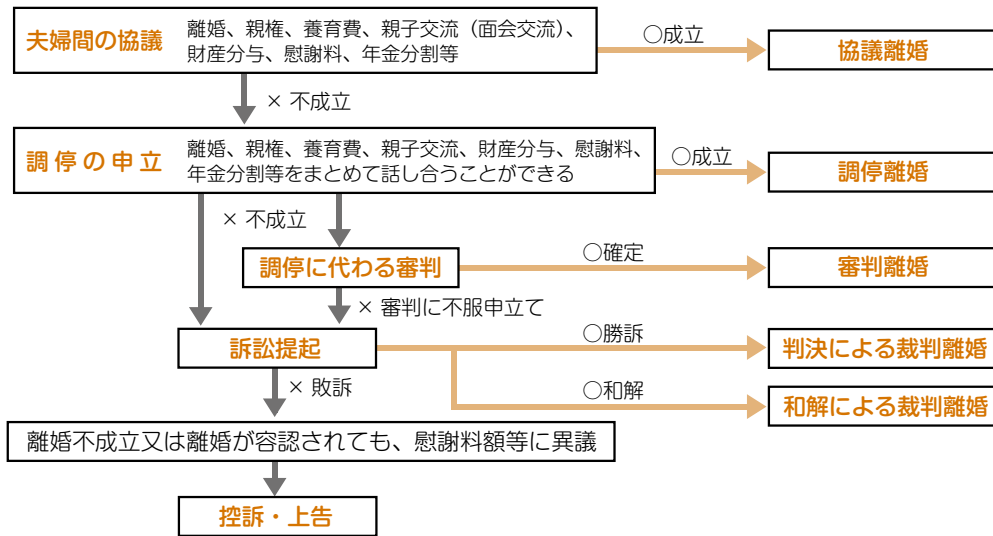
離婚調停をしている夫婦が調停でも話がまとまらず、調停が成立する可能性が低い場合、家庭裁判所は、調停委員の意見を聴き、調停に代え、裁判官が職権で審判により離婚を成立させます。合わせて親権者の指定や財産分与、慰謝料の金額を命じることができます。審判で離婚となった場合でも、審判の告知を受けた日から2週間以内に不服申立てをすることができます。

④裁判離婚

協議離婚の話し合いでも、調停、審判でも離婚が成立しない場合、夫婦の一方から家庭裁判所に離婚の訴えを提起し、裁判所の判決により離婚を成立させます。この場合、慰謝料、子供の親権者、養育費、財産分与等を同時に請求するのが通常です。



離婚手続の流れ



ひとり親家庭のための弁護士による無料特別法律相談

市では、離婚や親権問題等について、対面やオンライン（Zoom）による弁護士の無料法律相談を実施しています（事前申込及び相談が必要です）。対面相談は年に数回実施しており、実施日については、随時市政ニュースやホームページに掲載します。オンライン（Zoom）相談は年間随時受付中です。

問合せ先

子供家庭支援課 母子・女性支援チーム

電話 0798-35-3166

離婚にあたり確認しておきたいこと

①親権はどちらにあるのか

協議離婚の場合、親権者を記入しないと離婚届を提出できません。本人同士で決められない場合は、家庭裁判所に調停の申立てをすることができます。さらに、裁判で争うこともできます。

②養育費の確保（相談先P 8 参照）

夫婦は離婚すれば関係が終わりますが、親子関係は続きます。子供が自立するまでは教育費等にお金が必要です。金額、支払方法についてきちんと話し合いをしましょう。

③親子交流（面会交流）（相談先P 8 参照）

子供が別れた親に会いたくないという意思表示をすれば、無理に勧めることは困難ですが、会いたいという意思表示をすれば、子供の権利として尊重することが望ましいです。面会のルールを決め、実践することが重要です。ただし、DV 被害（相談先P 7 参照）を受けていた場合等は、慎重に決めてください。

④財産分与、慰謝料

夫婦で一緒に形成した財産や、家のローン等があれば、財産分与（離婚後2年以内）についてきちんと話し合いをしましょう。慰謝料（不法行為から3年以内）について請求することも重要です。今後の生活を支えることとなりますので、請求権利の行使を怠らないようにしましょう。

⑤子供の「氏」変更

夫婦が離婚しても、子供の氏と戸籍は連動せず変わりません。子供の「氏」を変更したい場合は、子供が申立人となり、住所地の家庭裁判所に申立てをし、許可の審判を受けます。

なお、子供が15歳未満のときは、親権者等の代理人が申立人となります。許可の審判後子供の本籍地か届出人(申立人)の所在地の戸籍係に、審判書の謄本等を添付して入籍届を提出する必要があります。

問合せ先	
市民課 戸籍届出チーム	電話 0798-35-3128

家事手続案内

家庭裁判所では、家庭裁判所の手続を利用しやすいものとするために、家事手続案内を行っています。家事手続案内では、家庭内や親族間における問題を解決するために家庭裁判所の手続を利用できるかどうか、利用できる場合には、どのような申立てをすればよいか等について説明、案内します。(家事手続案内の時間は、1件につき概ね20分以内を目安としています。)

なお、家事手続案内では、利用者が申立手続を円滑に行えるように、家事事件の手続について案内したり、申立てにあたって必要な費用や添付書類等について説明しますが、「慰謝料は幾らくらいもらえるか。」や「離婚した方がよいか。」といった法律相談や身上相談には応じることができませんのでご注意ください。

問合せ先	
神戸家庭裁判所家事申立受付係	電話 078-521-5930
神戸家庭裁判所尼崎支部	電話 06-6438-3781 (代表)
神戸家庭裁判所 HP アドレス	http://www.courts.go.jp/kobe/

公証役場

離婚の際に養育費、財産分与、慰謝料等の支払額等を確実な履行にするために公正証書を作成します。

問合せ先	
阪神公証センター	電話 06-4961-6671

養育費確保支援事業

養育費は子供が自立するまでに必要な費用であり、子供の健やかな成長に不可欠な経済的基盤となるものです。養育費の取り決めを促進し、継続した履行確保を図るために、公正証書等の作成にかかる費用や養育費保証会社を利用する際の費用の一部を補助します。

問合せ先	
子供家庭支援課 母子・女性支援チーム	電話 0798-35-3166

2. 死別によるひとり親家庭の方へ

配偶者を失うことは耐え難くつらい経験です。現実から逃げたくなり、何もかも手につかなくなるかもしれません。しかし、一息ついたら周りを見渡してみてください。自分の悲しい気持ちを誰かに話せば、きっと今後の生活を変える一歩となります。情報のアンテナを張って、情報収集すれば、きっと何か解決策が見つかるはずです。

諸手続について

①国民健康保険の加入

残された家族が亡くなられた方の勤務先の健康保険の被扶養者であった場合、国民健康保険の加入が必要となります。

問合せ先	
国民健康保険課	電話 0798-35-3117

②葬祭費(国民健康保険)の請求

加入者が亡くなられた場合、喪主に対し葬祭費として5万円が支給されます。ただし、現在国民健康保険の加入者であっても、勤務先の健康保険等から支給を受ける場合は、国民健康保険の葬祭費は支給されません。

問合せ先	
国民健康保険課	電話 0798-35-3120

③国民年金

国民年金に加入し、一定期間以上保険料を納付している人が死亡したとき、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子又は20歳未満で一定の障害の状態にある子をもつ配偶者に遺族基礎年金が支給されます。(子のある夫への支給は、妻の死亡が平成26年4月以降が対象。)また、死亡した人が厚生(共済)年金に加入していたときは、遺族厚生(共済)年金が支給される場合があります。(※ともに収入等の要件があります。)

問合せ先	
西宮年金事務所 (お問合せは、ねんきんダイヤルへ)	電話 0570-05-1165

④遺産分割

被相続人が遺言を残さずに死亡した場合、相続の発生によって、被相続人の遺産は相続人全員の共有状態となります。そのため、共有状態となった遺産を各相続人に具体的に配分していく手続が必要となります。話し合いで決まらない場合は、家庭裁判所で調停を行い、それでもまとまらない場合は家庭裁判所が審判で決めます。

3. 未婚(非婚)でひとり親家庭になる方へ

様々な事情から未婚のまま出産する女性もいます。不安でいっぱいでも悩むこともたくさんあるでしょう。出産前後は働けないだけでなく、家事や育児を手助けしてもらい必要もあります。1人で抱え込まないことが重要です。出産前に準備と覚悟をして、自分らしく自分の人生を生き、産まれてくる子供が健やかに成長するためにも課題を1つずつ克服していきましょう。

①子供の認知

認知には大きく分けて2つあります。①子供の父親が自発的にする任意認知(子供がお腹にいるときもできます)と、②自発的に認知しない父親に対して、子供と子供の母親が家庭裁判所に認知を求めて訴えを提起する強制認知とがあります。父親に認知してもらえば、子供は父親の相続人になるので、父親が亡くなったときに財産を相続することもできます。戸籍の届出方法、必要書類等については、本籍地か住所地の戸籍係に問合せてください。

問合せ先	
市民課 戸籍届出チーム	電話 0798-35-3128

②養育費、親子交流(相談先P8参照)

子供の父親に認知してもらえれば、養育費を請求することができます。また、親子交流の取り決めもできます。本人同士での取決めが難しい場合、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

③出生届

出産したら、市役所に出生届を出す必要があります。出生届を出さなければ、子供は戸籍がない状態になってしまい、健康保険もなければ学校にも行くことができません。ひとり親の支援制度も受けられないこととなりますので注意しましょう。

生まれた日から14日以内に母親の所在地、子供の出生地、又は子供の本籍地のいずれかの市区町村に提出してください。既に認知されている場合を除き、出生届の「父」の欄は空欄にしておきます。

問合せ先	
市民課 戸籍届出チーム	電話 0798-35-3128



II

自立に向けて情報を集めよう

自立に向けて多くの解決すべき問題に直面します。どこに住むか？仕事は？子供の学校は？誰に悩みを打ち明けよう？等どうしたらよいか迷うばかりで途方にくれる方も少なくないでしょう。1人で抱え込む必要はありません。子育てが辛いときには、悩んでいることを誰かに打ち明けましょう。健やかで安心な暮らしを築くために、まずは情報を手に入れ周囲の助けを求めながら自立への一歩を踏み出してください。



1. 相談先一覧

◆ 母子・父子自立支援員 母 父

専門的知識を有する母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の生活の安定、自立のための相談に応じています。来庁される場合は、なるべくご予約ください。

問合せ先	
子供家庭支援課 母子・女性支援チーム	電話 0798-35-3166

◆ 生活困窮者自立相談支援 母 父

失業や就職活動の行き詰まり、家族のこと等で経済的な困窮状態に陥っている方を対象に「自立の促進」を一緒に取組みます。

問合せ先	
ソーシャルスポット西宮よりそい	電話 0798-31-0199
西宮市暮らし相談センター つむぎ	電話 0798-23-1031

◆ DV相談室 母 父

配偶者等からの暴力(DV)に対する相談や情報提供、被害者への支援を行います。

問合せ先	
西宮市 DV 相談室	電話 0798-23-6011
月～金曜日の午前9時～午後5時半(祝日、年末年始除く)	




母 母子家庭が対象 父 父子家庭が対象

◆ **民生委員・児童委員**  

民生委員・児童委員は地域団体等から推薦され、厚生労働大臣の委嘱を受けた特別職の地方公務員です。守秘義務があり、子育てや生活上の相談に応じています。

問合せ先	
地域共生推進課	電話 0798-35-3032

◆ **シングルマザーズカフェ** 

シングルマザー又はシングルマザーになるかもしれない方が集まって、話して、聞き合うカフェタイムです。奇数月の第2土曜日に開催します。

問合せ先	
西宮市男女共同参画センター ウェーブ	電話 0798-64-9495

ひとり親になって子供を育てていくことは誰だって不安です。子育て、生活のこと、仕事など、悩みを一人で抱えてしまいがちなもの。肩の力を抜いて、自分らしく生きるために仲間とつながり、エネルギーを充電しませんか。奇数月の第2土曜日にシングルマザー、これからシングルマザーになるかもしれない人が集まって、思いや経験を話して、聞き合うカフェタイムを開催しています。

あなたの気持ちを受け止めてくれるところを見つけましょう。相談すること、自分の気持ちを話すことを怖がらないでください。

女性のための相談室（電話・面接・法律・チャレンジ）もあります。

ウェブからのメッセージ

Facebook





と

Twitter




でも情報発信しています



◆ **養育費相談支援センター**  

養育費と親子交流について電話やメールによる相談に応じています。希望により当センターが電話をかけ直して電話料金を負担しています。

問合せ先			
☎0120-965-419		（携帯電話とPHSについては右記電話番号へ） 電話 03-3980-4108	
平日（水曜日を除く） 午前10時～午後8時	水曜日 午後0時～午後10時	土曜日・祝日 午前10時～午後6時	info@youikuhi.or.jp （メール相談）

 母子家庭が対象  父子家庭が対象

◆ 子育てコンシェルジュ 母 父

子育てについて知りたいこと、聞きたいこと、ちょっと困ったなと思ったとき、まずは子育てコンシェルジュにご相談ください。一緒に考え、必要な子育て支援サービスにつながるサポートをします。妊娠中の方や0歳から就学前の子供がいる家庭が対象です。

実施日時	実施場所
月～金曜日 午前9時～午後5時半 (祝日、年末年始除く)	子育て総合センター 津田町3-40 電話 0798-39-1521
火～土曜日 午前10時～午後4時 (祝日、関西学院が定める休業期間を除く)	関西学院子どもセンター “さぼさぼ” 岡田山7-54 電話 0798-52-4509
月・水～土曜日 午前10時～午後4時 (祝日、年末年始除く)	ククアぼぼ 東山台1-1 電話 0797-61-0288
月～金曜日 午前9時～午後2時 (祝日、年末年始除く)	ふたばっこ 甲子園三保町6-10 電話 0798-41-0278
月～金曜日 午前9時～午後5時半 (祝日、年末年始除く)	市役所本庁舎1階10番窓口 六湛寺町10-3

◆ 家庭児童相談室 母 父

子供に関する悩みごと、養育についての相談を実施しています。また、必要に応じて専門機関の紹介などを実施しています。来庁される場合は、なるべくご予約ください。

問合せ先	
子供家庭支援課 家庭児童支援 第1・第2チーム	電話 0798-35-3089 電話 0798-35-3749

◆ 生活保護 母 父

資産、扶養義務者からの援助、他法・他施策等を活用しても、収入等が最低生活費に満たない状態にある世帯に、困窮の程度に応じて支援する公的扶助制度です。生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助等があります。給付要件等については担当課にお問い合わせください。

問合せ先	
厚生課	電話 0798-35-3056



母 母子家庭が対象 父 父子家庭が対象

◆ **ハローワーク西宮マザーズコーナー** 母 父

子育てしながら就職を希望する方等に対して、職業相談、職業紹介、各種情報提供等を行っています。また、児童扶養手当を受給中の方には「ひとり親就労サポート事業」窓口がございますので是非ご利用ください。

問合せ先	
ハローワーク西宮マザーズコーナー	電話 0798-22-8600 (41#)



ハローワーク西宮
マザーズコーナー
からのメッセージ

「子供が急に病気になったら…?」「参観日や進路相談に休みをとれるかな?」子育て中の親御さんは、大抵こんな悩みをもって仕事をしています。「仕事をやめてからのブランクがあるけれど…」「アピールできることが何もない私、仕事に就けるかな?」子育てって、何となく過ごしていたわけではないですよね。何が得意か、どんな条件なら働けるかをまず考えましょう。

ハローワークでは一緒に考え、自信をもって次に進むためのお手伝いをしています。

◆ **しごとサポートウェブにしきた** 母

女性就職支援ナビゲーターが、仕事をお探しの方へ職業相談や仕事の紹介を行います。相談は予約優先制となります。ご予約は、お電話または窓口にて承っておりますので、是非ご利用ください。

問合せ先	
しごとサポートウェブにしきた	電話 0798-68-1021

◆ **母子・父子自立支援プログラム策定** 母 父

児童扶養手当(P11参照)を受給している母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を支援するため、母子・父子自立支援プログラム策定員を配置しています。就業に関する相談等の就労支援を通じて自立へ向けてのサポートを行っています。

- 【対象者】** ・ 就業経験がない方 ・ 専業主婦(夫)であった期間が長く再就職に不安のある方
 ・ 就業に際して必要な技能の習得や、より条件の良い仕事に就くためにキャリアアップしたい方

このほか就労について、お気軽に母子・父子自立支援プログラム策定員にご相談ください。

問合せ先	
子供家庭支援課 母子・女性支援チーム	電話 0798-35-3166

◆ **ひとり親家庭住宅支援資金貸付** 母 父

「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受け、1年以内に就労・所得増が見込まれる転職を目指す方を対象とし、入居している家賃の一部を貸付します(持ち家は対象外、連帯保証人が1名必要)。なお、1年間継続して就労した場合は、返済が全額免除されます。

実施主体は兵庫県社会福祉協議会で、申請窓口は子供家庭支援課です。

問合せ先	
子供家庭支援課 母子・女性支援チーム	電話 0798-35-3166

母 母子家庭が対象 父 父子家庭が対象

2. 子供の養育に関する手当

◆ 児童手当 (母父)

中学校修了前(15歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方(外国人も含む)に対し、4か月に1回支給されます。所得制限があります。

児童手当は、申請し、認定されないと受給できません。

問合せ先	
子育て手当課	電話 0798-35-3189

◆ 児童扶養手当 (母父)

死別・離婚等で父又は母と生活をともにできない児童、父又は母が重度障害者の場合に、その児童の母、父又は養育者に支給されます。(児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者。障害のある児童の場合は20歳未満までの間。) 所得制限があります。

児童扶養手当は、申請し、認定されないと受給できません。

問合せ先	
子育て手当課	電話 0798-35-3190

3. 医療費の助成

◆ 母子家庭等医療費助成 (母父)

ひとり親家庭で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子(高校等に在学している場合は20歳まで)とその子を養育する母又は父の入院・通院費等を助成します。対象者の資格はいずれかの健康保険の加入者であること、西宮市に住民登録があることです。また、本人(母又は父)・扶養義務者等に対する所得制限があります。これらに該当する母子家庭等の方に、保険診療の自己負担額のうち一部負担金を控除した額を助成します。

問合せ先	
医療年金課	電話 0798-35-3131

4. 住まいに関する支援

◆ 市営住宅の母子(父子)世帯優先枠制度 (母父)

配偶者(内縁関係含む)のない女性(男性)と、その扶養する20歳未満の子のみの世帯(20歳以上の子がいる世帯は該当しません。)について、募集戸数内に優先枠がある住宅があります。募集時期等については下記にお問合せください。

問合せ先	
市営住宅管理センター	電話 0798-35-5028

(母) 母子家庭が対象 (父) 父子家庭が対象

◆ 県営住宅の子育て・母子父子世帯向け入居支援制度 母 父

子育て世帯(中学校卒業までの子供がいる世帯)、母子父子世帯(20歳未満の子を扶養している世帯)は、優先的に入居できる場合があります。募集は毎月行っています。詳しくは下記にお問合せください。

問合せ先	
㈱東急コミュニティー 阪神南管理センター	電話 0798-23-1090

◆ 特定公共賃貸住宅の子育て世帯向け家賃減額制度 母 父

両度町にある中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅において、18歳未満の子どもがいる世帯に対して、家賃を119,000円の家賃を83,300円に減額しています。減額の対象は、入居世帯のうち、同居者に18歳未満の方がいる世帯、または、別居している18歳未満の方を扶養(所得税法上の扶養親族であることが必要です。)する世帯で、減額期間は最大6年間です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

問合せ先	
市営住宅管理センター	電話 0798-35-5028

◆ 母子生活支援施設 母

配偶者がいないか、それに準じた状況におかれた女性で、18歳未満の子供を養育しており、様々な事情のため、子供の十分な養育ができない場合に、子供と一緒に入所できる児童福祉施設です。母子生活支援施設では、生活相談や子供の指導にあたる職員が自立を支援しています。

問合せ先	
子供家庭支援課 母子・女性支援チーム	電話 0798-35-3166

◆ 住居確保給付金 母 父

離職又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失するおそれのある人等に家賃相当額分を支給します(上限あり)。支給期間は3か月です(要件を満たせば延長申請が可能)。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

【対象者】 市内在住の方で、離職時(原則、離職日から2年以内であること)又は申請時に世帯の生計維持者であること等が条件です。その他、収入や資産等に関する要件があります。

問合せ先	
ソーシャルスポット西宮よりそい	電話 0798-31-0199

5. 仕事に関する支援

◆ 高等学校卒業程度認定試験合格支援 母 父

より良い条件での就職や転職を支援するため、ひとり親家庭の親又は子供が高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受けたときに受講料の一部が支給されます。ただし、**受講前の事前申請が必要**です。

問合せ先	
子供家庭支援課 母子・女性支援チーム	電話 0798-35-3166

母 母子家庭が対象 父 父子家庭が対象

◆ 自立支援教育訓練給付金 (母父)

就職に結びつく可能性の高いと思われる指定した講座(教育訓練給付講座)を受講した場合に、受講料の一部が支給されます(一定の所得制限あり)。ただし、**受講前の事前申請が必要**です。雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座が対象です。指定講座は毎年4月1日と10月1日に更新されます。

▶ 教育訓練給付金制度厚生労働大臣指定教育訓練給付金検索システム

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

問合せ先

子供家庭支援課 母子・女性支援チーム

電話 0798-35-3166

◆ 高等職業訓練促進給付金 (母父)

就職に結びつきやすい資格(看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師等)を取得するために一定期間以上のカリキュラムを有する養成機関に入学し修業している方について、生活の負担軽減を図るため、高等職業訓練促進給付金を支給します(一定の所得制限あり)。

問合せ先

子供家庭支援課 母子・女性支援チーム

電話 0798-35-3166

◆ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 (母父)

「高等職業訓練促進給付金」の受給者を対象に、養成機関へ入学する際の「入学準備金」や、資格を取得して就職する際の「就職準備金」を貸付します。

なお、取得した資格が必要な業務に5年間従事した場合は、返済が全額免除されます。

実施主体は兵庫県社会福祉協議会で、申請窓口は子供家庭支援課です。

問合せ先

子供家庭支援課 母子・女性支援チーム

電話 0798-35-3166



6. 保育・幼稚園に関する支援

◆ 認可保育所 (母父)

保護者が働いていたり、病気等で昼間、家庭で保育できない乳幼児を保育します。概ね生後6か月から小学校就学前までが対象です。入所要件として就労の場合、週3日以上かつ週16時間以上の勤務が必要となります。

問合せ先

保育入所課

電話 0798-35-3160

(母) 母子家庭が対象 (父) 父子家庭が対象

◆ 認可保育所保育料等の減額

母子・父子世帯になられた方は、保育料等が減額になることがあります。
なお、保護者の市民税課税状況や子供の年齢等要件があります。

問合せ先	
保育入所課	電話 0798-35-3160

◆ 施設型病児保育事業

病気やけが等で保育所等の集団生活が困難な子供を、一時的に預かります。生後6か月から小学校6年生までが対象です。利用登録・予約は病児保育ネット予約サービスで受付けています。利用するには、事前に病児保育ネット予約サービス上でアカウントを作成し、利用を予定している施設に対して登録が必要となりますので、市ホームページをご確認ください。

問合せ先	
保育幼稚園支援課	電話 0798-35-3044

◆ 訪問型病児・病後児保育利用料金助成制度

西宮市内在住の生後6か月から小学校6年生までの児童が病気やけが等の際に、ベビーシッター等の派遣による病児・病後児保育サービスを利用した場合、保育利用料金の半額を助成します。(児童1人あたり年間4万円が上限。) 対象は公益社団法人全国保育サービス協会加盟事業者または公益社団法人全国保育サービス協会が国から委託を受けて実施するベビーシッター派遣事業の割引券取扱事業者です。

問合せ先	
保育幼稚園支援課	電話 0798-35-3044

◆ 休日保育・休日一時預かり

保護者が就労等により日曜・祝日等に児童を家庭で保育できない場合に、西宮セリジェ保育園(戸崎町4-12)又は、西宮北口こどもの園(高松町5-19)を利用できます。利用するには、事前の登録が必要となりますので、市ホームページをご確認ください。

問合せ先	
保育幼稚園支援課	電話 0798-35-3044

◆ 保育所等の一時預かり

「半日、一日又は時間単位」で子供をお預かりします。生後6か月から小学校就学前までが対象です。実施時間、利用料金は各保育所等で異なりますので、詳細は利用を希望する保育所等にお問合せください。

問合せ先	
保育幼稚園支援課	電話 0798-35-3044

 母子家庭が対象  父子家庭が対象

7. 子供の一時的な預かり

◆ にしのみやしファミリー・サポート・センター (母父)

「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」が会員となって、地域の中で、子供を預け、預かりあい、地域ぐるみの子育て支援をめざす組織です。

依頼・提供・両方会員で構成され、依頼会員に登録すると、保育所、幼稚園への送迎や、会員の仕事や急な用事の預かり等の育児援助が受けられます。(有料)

対象年齢：0歳～小学校6年生

活動時間：早朝・夜間にわたることもあります。宿泊はおこないません。

活動日	利用時間による報酬額
月曜日～金曜日(7:00～19:00)	400円/30分
土曜・日曜・祝日・年末年始、上記以外の時間帯	450円/30分

注：当日キャンセルの場合はキャンセル料が必要です。

子供の送迎時にかかる交通費や食事代・紙おむつ等の実費は別途依頼会員が負担します。

問合せ先

にしのみやしファミリー・サポート・センター

電話 0798-39-1534

◆ 子育て家庭ショートステイ (母父)

保護者が一時的に子供の養育が困難となった場合、原則として年間(4月から翌年3月まで)48日間(連続する利用は原則7日まで)を限度に市が指定する児童福祉施設、里親の居宅で子供を預かります。

問合せ先

子供家庭支援課 家庭児童支援
第1・第2チーム

電話 0798-35-3089

電話 0798-35-3749



8. 学童・就学・進学に関する支援

◆ 留守家庭児童育成センター(学童保育) (母父)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1～3年生(障害のある児童は6年生まで。また、市が指定する育成センターは4年生まで)の児童に、放課後や夏休み等の長期休業期間中、適切な遊びや生活の場を提供して健全な育成を図るための施設です。現在、全ての小学校区において実施しており、指定管理者が運営しています。課税状況等に応じて減免制度があり、生活保護世帯、市民税所得割非課税世帯で母子・父子世帯の場合は育成料は0円になります。

(母) 母子家庭が対象 (父) 父子家庭が対象

【指定管理者（利用申込先）】

施設名	指定管理者
香櫨園・用海・浜脇	西宮 YMCA (神戸 YMCA 西宮ブランチ) 電話 0798-35-5987
鳴尾	三光事業団 電話 0798-41-4421
鳴尾東・甲子園浜 上甲子園・夙川・大社	労協センター事業団 電話 0798-67-5170
	※鳴尾東・甲子園浜は、令和6年4月より指定管理者が明日葉に変わります。令和6年5月以降の入所申請等、4月以降に問い合わせる場合は明日葉にご連絡ください。問い合わせ先は市ホームページに掲載します。
高木・高須西・高木北	セリオ 電話 0798-78-3908
深津・苦楽園	シダックス大新東 ヒューマンサービス 電話 0798-44-3536
津門・瓦木	ライクキッズ 津門育成センター 電話 0798-34-2044 瓦木育成センター 電話 0798-65-5443
平木	日本デイケアセンター 電話 06-6147-5001
上記以外	西宮市社会福祉協議会 電話 0798-36-7127

◆ **民設放課後児童クラブ（民間学童保育）**  

一部の校区では民間の事業者が市の補助を受け、育成センターと同じ開所日・開所時間で運営する民設放課後児童クラブがあります。保育料についても、育成センターと同じ金額で利用できます。詳細については市のホームページ（ページ番号：22428523）をご確認ください。

問合せ先	
育成センター課	電話 0798-35-3659

◆ **就学奨励金**  

市内の市立小・中・義務教育学校の児童生徒又は市内に居住する兵庫県立芦屋国際中等教育学校前期課程に在学する生徒の保護者で、経済的な理由のために就学が困難な方を対象に、給食費、学用品費、校外活動費、修学旅行費等の援助を行っています（所得制限あり）。各校を通じ募集をします（小学校・義務教育学校入学予定者は、10月初旬に学事課ホームページに申請書を公開予定）。随時受付は可能ですが、申請月からの認定になります。援助を希望される方は、各学校にある「就学奨励金申請書」に記入の上、就学先の学校に提出してください。

問合せ先	
教育委員会学事課	電話 0798-35-3851

 母子家庭が対象  父子家庭が対象

◆ 西宮市教育委員会高校奨学金 (母父)

経済的理由により修学困難な方に対して、その保護者が市内在住の方につき、高校生（高等専門学校1年～3年、中等教育学校後期課程、朝鮮高級学校、特別支援学校の高等部含む）を対象に給付を行っています（所得制限あり）。給付額、募集時期等はお問合せください。

問合せ先	
教育委員会学事課	電話 0798-35-3817

◆ 生活・学習支援事業（みやっこ さくら会） (母父)

児童扶養手当の全部支給世帯や生活保護受給世帯、生活困窮世帯の中学生に対して、無料の学習支援を行っています。開催頻度は、中学3年生は週2回、中学1・2年生は週1回となります。実施会場、申込方法等は下記にお問合せください。

問合せ先	
子供家庭支援課 総務チーム	電話 0798-35-3230

9. 生活全般に関する支援

◆ JR 通勤定期乗車券の特別割引制度 (母父)

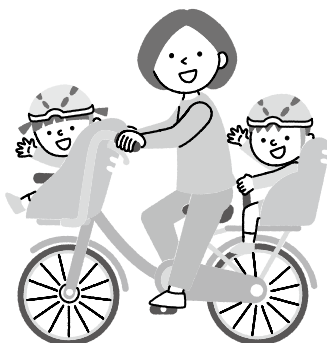
児童扶養手当を受給している世帯の方がJRの通勤定期乗車券を購入する場合、事前に交付された証明書を添付して申し込むと割引が受けられます。

問合せ先	
子育て手当課	電話 0798-35-3190

◆ 市営自転車等駐車場（駐輪場）の減免 (母父)

母子家庭等医療費受給者証等の交付を受けている本人及び子を対象とした減免制度があります。申し込みは、各管理事務所へ（申し込み時に、母子家庭等医療費受給者証等の提示が必要です）。なお、申請月の翌月より減免適用となります。

問合せ先	
自転車対策課	電話 0798-35-3807



(母) 母子家庭が対象 (父) 父子家庭が対象

◆ 所得税・市県民税の課税所得の減額（ひとり親控除・寡婦控除）  

区分・要件等		控除額	
		所得税	市県民税
ひとり親控除 (性別不問)	現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方で、以下の要件すべてを満たす場合 ①前年の合計所得金額が 500 万円以下 ②前年の総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子（他の納税義務者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない）がある ③事実上婚姻関係者（未届の夫・妻に相当）がない	35 万円	30 万円
	（ア）夫と離婚後婚姻をしていない方で、以下の要件すべてを満たす場合 ①前年の合計所得金額が 500 万円以下 ②扶養親族がある ③事実上婚姻関係者（未届の夫に相当）がない	27 万円	26 万円
寡婦控除 (ひとり親控除に該当しない女性のみ)	（イ）夫と死別後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で、以下の要件すべてを満たす場合 ①前年の合計所得金額が 500 万円以下 ②事実上婚姻関係者（未届の夫に相当）がない	27 万円	26 万円

問合せ先	
所得税…西宮税務署	電話 0798-34-3930
市県民税…市民税課	電話 0798-35-3267

10. 福祉資金の貸付

◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付金  

ひとり親家庭の経済的な安定と自立のために、お子さんの修学に関する資金や転宅資金等の貸付相談を受付けています。貸付にあたっては、所定の審査があります。まずは、お電話等でご相談ください。

問合せ先	
子供家庭支援課 母子・女性支援チーム	電話 0798-35-3166

◆ 兵庫県社会福祉協議会生活福祉資金教育支援費・就学支度費  

低所得世帯（おおむね市民税非課税程度）で他からの融資を受けることが困難な世帯を対象に、教育支援費や就学支度費を貸付します。

問合せ先	
西宮市社会福祉協議会	電話 0798-37-0010

 母子家庭が対象  父子家庭が対象



西宮市

ライン 公式 LINE アカウントから 子育て情報を発信します

西宮市公式 LINE アカウントを友だち登録し、「受信設定」を行っていただくことで、**皆さまのご希望やお子様の年齢等に応じた子育て情報をお届け**します。

受けとりたい情報をカテゴリーごとに選べます

手続・費用助成・育児サポート

医療費助成など、各種補助・支援制度についてお知らせします。

健康・医療

乳幼児やその保護者の健診などの情報をお子様の月齢に合わせてタイムリーにお届けします。

イベント・講座・その他お知らせ

妊婦さん向けの講座や、お子様と一緒に参加できるイベントなどの情報をお知らせします。

保育所・幼稚園・学校

保育園・幼稚園の入園手続や、就学相談などについてお知らせします。

障害のある子ども

障害をお持ちのお子様や、支援が必要なお子様がいらっしゃるご家庭向けの支援制度などについてお知らせします。

ひとり親

おひとり親のご家庭向けの支援制度などについてお知らせします。

お子様の生年月日をご登録いただくことで、**情報をタイムリーにお届け**します。

例：3歳児健診の対象月齢になると、健診の案内が届きます。

登録方法

LINE アプリをインストール

インストール方法は、右のバーコードからご確認ください。
※既にインストール済の場合はこのステップは不要です。



西宮市公式 LINE アカウントを友だち登録

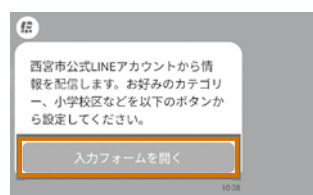
LINE アプリを起動し、右のバーコードを読みとり、西宮市のアカウントを友だち登録してください。



トーク画面のメニュー右下「受信設定」をタップ



入力フォームを開き、情報を入力



お問合せ：西宮市立子育て総合センター 0798-39-1521

